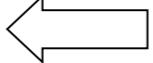


骨子案 精神障害者地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
<p>2 精神障害のある人の地域生活の推進</p> <p>精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。</p> <p>また、長期入院精神障害者の地域生活への移行や地域生活を継続するための支援に積極的に取り組んでいる精神科病院を「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」として認定し、精神科病院に長期入院している患者の退院を促進します。</p> <p>さらに、精神障害のある人が自立した生活を維持し、社会参加を支援するためのピアソーターの活動を推進します。</p> <p>このほか、精神症状の急激な悪化等に24時間対応する相談窓口を設置するとともに、精神科救急医療を確保するため、受入医療機関の拡充を図るなどにより、空床確保に取り組みます。</p>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>【I 現状・課題】 あらゆる人が共生できる社会の実現に向けて、医療、福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する必要があります。</p> <p>【II 取組の方向性】 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害保健福祉圏域ごとの関係機関の協議の場を通じて、顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組を推進する。</p>	 <ul style="list-style-type: none"> 退院後1年以内の地域における平均生活日数 厚労省指針 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 厚労省指針 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 厚労省指針 精神病床における3か月時点の早期退院率 厚労省指針 精神病床における6か月時点の早期退院率 厚労省指針 精神病床における1年時点の早期退院率 厚労省指針 協議の場の一年間の開催回数の見込み 厚労省指針 関係者ごとの参加者数の見込み 厚労省指針 協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み 厚労省指針 精神病床における退院患者の退院後の行き先 厚労省指針 地域移行・地域定着推進に関する会議への参加件数 厚労省指針 地域移行・地域生活支援事業のピアソーター活動箇所見込数 厚労省指針 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定見込数（箇所） 県独自